

善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成30年2月27日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 内田 等

平成29年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成28年度及び平成29年4月1日から同年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書課，政策課，総務課，防災管理課
市民生活部	市民課，税務課，人権課，債権管理課
保健福祉部	保健課，社会福祉課，子ども課，高齢者課
産業振興部	農林課，商工観光課，営業課
都市整備部	土木都市計画課，建築住宅課，上下水道課
委員会等	会計課，議会事務局，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会

3 監査の期間

平成 30 年 1 月 29 日（月）から同年 2 月 9 日（金）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。一部関係部課においては、施設等の現地監査を行った。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので、省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通指摘事項

（総務課，社会福祉課，子ども課，商工観光課）

収入印紙の貼付について（請負等の契約書）

印紙税法により、契約書には法律に規定している「請負」等に相当する業務が含まれる契約書は、法律に規定されている国等の法人及び特定の契約書を除いて、印紙の貼付が必要とされている。

しかし、今回の監査において、本来、印紙を貼付すべき契約書なのに、印紙がないものが、一部の契約書に見られた。

今後、個々の契約内容を精査し、疑義のある場合は所轄の税務当局へ確認する等、印紙税法を遵守されたい。

個別指摘事項

（秘書課）

非正規職員の職員に占める比率及び会計年度任用職員について

「平成 28 年度の人事行政の運用等の状況について」の報告によれば、職員 270 人に対して非正規職員 338 人の計 608 人で市の行政が行われている。職員に占める非正規職員の比率は、55.6%で県内 8 市の中でも最大に近い比率である。因みに、平成 24 年 4 月 1 日現在の全国の比率は、17.9%である。

ところで、地方公務員法及び地方自治法の一部改正（平成32年4月1日施行）により、会計年度任用職員の制度が制定され、一部には条例制定を伴うものも生じてきたところである（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について：平成29年6月28日付け総務省自治行政局公務員部長通知）。

また、同通知では会計年度任用職員の任期において、「客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるもの」との記載がある。

今後、このような制度移行に当たっては、現在、勤務に当たっている非正規職員に混乱が生じないように配慮して、移行年度に対処していくことを検討されたい。

（社会福祉課）

社会福祉法人の情報の公表について

社会福祉法人の情報の公表は、市民の利便性を資するためにも、本市のホームページにおいて、定款等の関係書類を公表されたい。

このことは、平成29年4月1日に施行された社会福祉法改正により、社会福祉法人の情報公開に関する規定が改正され、定款等の関係書類をインターネットで公表する義務が課せられたところであり、市が公表を行うことで、当該公表を行ったものとみなされる規定にも適応するものと考えられる。

（農林課）

民有林等の健全な維持管理と市施策の整備について

市環境基本計画等に、民有林等の計画的な造林の推進、山林の健全な維持管理は、「市の取組み」と明記されている。これらの事業を補助する補助金として、香川県において県単独造林事業補助金等が準備されている。

ところが、本市には、このような山林の維持管理を補助する補助金交付要綱等が未整備である。

今後、森林所有者への山林の管理支援体制の一つである補助金を、施策として整備していくように検討されたい。